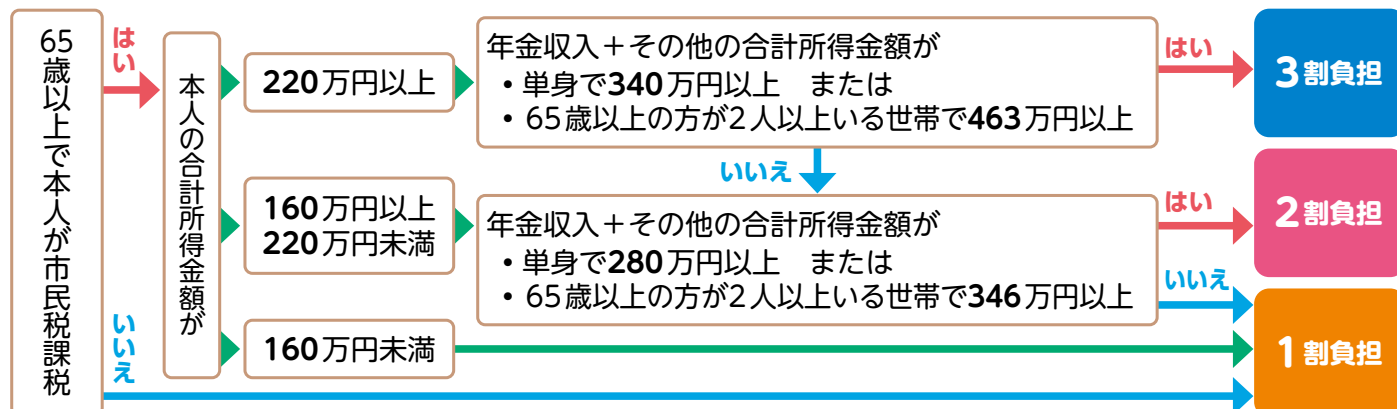


自己負担限度額と負担の軽減

介護保険サービスを利用したときは、原則として利用料の1～3割を支払います。自己負担が重くなったときや、所得の低い方には負担を軽減するしくみもあります。

■介護保険サービスの自己負担割合と判定基準

介護保険サービスの自己負担割合は、所得の状況などによって、1割、2割、3割のいずれかになります。



※40～64歳の方、市民税非課税の方、生活保護受給者の方は、所得にかかわらず1割負担です。

※合計所得金額およびその他の合計所得金額は、30ページ※2・3をご参照ください。

※市民税課税の方については、合計所得金額に給与所得または公的年金等収入に係る雑所得が含まれている場合には、その合計額から10万円を控除した額(控除後の全額が0円を下回る場合、給与所得および公的年金等収入に係る雑所得を0円とします。)となります。

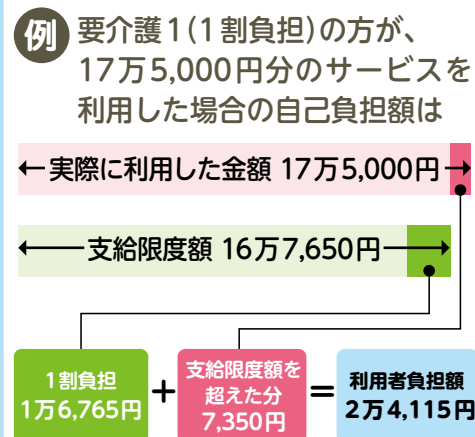
●介護保険サービスは1～3割の自己負担で利用できます

介護保険のサービスは、要介護度ごとに1か月に1～3割負担で利用できる金額に上限(支給限度額)があり(下表)、限度額を超えた分は全額自己負担になります。

■サービスの支給限度額(1か月)のめやす ※1単位を10円とした場合

要介護度	支給限度額	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)
事業対象者	5,032単位(50,320円)	5,032円	10,064円	15,096円
要支援1	5,032単位(50,320円)	5,032円	10,064円	15,096円
要支援2	10,531単位(105,310円)	10,531円	21,062円	31,593円
要介護1	16,765単位(167,650円)	16,765円	33,530円	50,295円
要介護2	19,705単位(197,050円)	19,705円	39,410円	59,115円
要介護3	27,048単位(270,480円)	27,048円	54,096円	81,144円
要介護4	30,938単位(309,380円)	30,938円	61,876円	92,814円
要介護5	36,217単位(362,170円)	36,217円	72,434円	108,651円

※上記に、特定福祉用具購入、住宅改修費の支給、居宅療養管理指導、特定施設入居者生活介護(地域密着型を含む。)、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護保険施設サービスは含まれません。



●利用者負担の減免について

災害などにより、住宅、家財等に著しい損害を受けた場合や、生計中心者の所得が特別な事情により前年の1/2以下となり、かつ市民税非課税と見込まれる場合には、その被害の程度や収入の状況に応じて、利用者負担割合の軽減または免除を受けられる場合があります。詳しくは、各区役所地域福祉課にお問い合わせください。

● 自己負担が高額になったときの負担軽減

同じ月に利用した介護サービス利用者負担（1～3割）の合計が高額になり、下記の限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。

- 支給対象となった方に申請書を送付しますので、区役所地域福祉課で速やかにお手続きください。
- 一度申請していただくと、利用者負担が限度額を超えている月については、自動的に計算し、支給されるようになります。
- 施設サービスの食費・居住費・日常生活費など介護保険の対象外の費用は含まれません。
- 特定福祉用具購入費や住宅改修費は対象外です。

変更ポイント

★令和7年8月より80万9千円に変更されます。

自己負担の限度額(月額)

区分	限度額
課税所得 690 万円 (年収約 1,160 万円) 以上の65 歳以上の方がいる世帯	140,100 円 (世帯)
課税所得 380 万円 (年収約 770 万円) ～課税所得 690 万円 (年収約 1,160 万円) 未満の65 歳以上の方がいる世帯	93,000 円 (世帯)
上記以外の市民税課税世帯	44,400 円 (世帯)
世帯の全員が市民税非課税	24,600 円 (世帯)
・前年の公的年金等収入額 + その他の合計所得金額の合計が80 万円★以下の方等	24,600 円 (世帯)
・老齢福祉年金受給者の方	15,000 円 (個人)
生活保護を受給している方等	15,000 円 (個人)

※課税所得とは基礎控除のほか配偶者控除など各種所得控除後の金額です。
※介護保険施設または地域密着型介護老人福祉施設に入所している場合、区役所地域福祉課に受領委任払いの事前申請を行うことにより、利用者は自己負担の上限額を施設に支払い、高額介護サービス費の受け取りを施設に委任する制度があります。
※その他の合計所得金額は、30ページ ※3をご参照ください。

● 介護保険と医療保険の支払いが高額になったときの負担軽減

同一世帯内で介護保険と国民健康保険などの医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額が下記の限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。(高額医療・高額介護合算制度)

- 給付を受けるには、基準日（毎年7月31日）時点に加入している医療保険者への申請が必要です。(申請方法については、各医療保険等により異なりますので、ご加入の医療保険の窓口へお問い合わせください。)
- 同じ世帯でも、家族がそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません。
- 自己負担限度額を超える額が500円以下の場合は支給されません。

医療と介護の自己負担合算後の限度額(年額:毎年8月1日から翌年7月31日まで)

70歳未満の方

区分	限度額
基準総所得額	
901 万円超	212 万円
600 万円超～901 万円以下	141 万円
210 万円超～600 万円以下	67 万円
210 万円以下	60 万円
市民税非課税世帯	34 万円

※区分の基準額は今後変更になる場合があります。

70歳以上の方・後期高齢者医療制度の対象者

区分	限度額
課税所得	
690 万円以上	212 万円
380 万円以上690 万円未満	141 万円
145 万円以上380 万円未満	67 万円
一般 (市民税課税世帯の方)	56 万円
低所得者 (市民税非課税世帯の方)	31 万円
世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方 (年金収入のみの場合 80 万円以下の方)	19 万円

● 課税世帯への特例措置

高齢夫婦等の市民税課税世帯で、一方が施設に入所して居住費(滞在費)および食費を負担することにより、在宅の配偶者等の生計が著しく困難にならないように、施設の居住費(滞在費)および食費が減額される場合があります。

● 社会福祉法人による利用者負担軽減

一部の社会福祉法人が提供する対象サービスを利用する場合、低所得で特に生計が困難な方について、申請により、利用者負担額、居住費(滞在費)・食費が軽減される場合があります。

■ 制度の対象になる方の要件

この制度を利用できる方は、下記の①～⑥の要件をすべて満たす方です。

- ① 住民税非課税世帯であること。
- ② 世帯の年間収入が1人世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- ③ 預貯金等の額が1人世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- ④ 居住用以外に活用できる資産(土地、家屋など)を有しないこと。
- ⑤ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- ⑥ 介護保険料を滞納していないこと。

■ 利用者負担軽減を実施している法人一覧 (令和7年1月現在)

あすなろ会	関西福祉会	桜会	ひまわり会	みささぎ会
いずみ会	啓真会	さつき会	宏和会	悠人会
稲穂会	こころの家族	そうび会	福生会	よしみ会
エージングライフ福祉会	五常会	貞省会	フローラ藤の会	ラポール会
大阪福祉会	コスモス	天寿会	宝生会	和風会
大阪府社会福祉事業団	コミュニティ福祉会	東光学園	朋和会	
おおとり福祉会	堺暁福祉会	上神谷福祉会	マーヤ	
風の馬	堺中央共生会	野田福祉会	美木多園	
歓喜会	堺福祉会	博光福祉会	三篠会	

対象者の要件	軽減内容
世帯全員が市民税非課税で特に生計が困難と認められた方	対象サービス(訪問介護、介護老人福祉施設等)の利用者負担額、居住費(滞在費)・食費を25%等軽減
生活保護受給者の方	介護老人福祉施設、(介護予防)短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の個室を利用した場合、居住費(滞在費)を全額軽減

対象サービスは法人によって異なります。対象サービスの詳細、対象者の要件、申請手続等はお住まいの区役所地域福祉課にお問い合わせください。

※施設サービスを利用したときの居住費、食費の負担軽減については、19ページに記載しています。



交通事故などを原因として介護サービスを利用するときは、堺市へ届出が必要です。

交通事故などの第三者(加害者)の行為によって介護が必要になった場合でも介護保険サービスを利用することができます。

ただし、介護保険サービス費は、加害者が負担するのが原則ですので、堺市が一時的に立て替えたあと、加害者へ請求することになります。

介護保険サービス費が第三者(加害者)の行為によるものか把握するため、交通事故などを原因としてサービスを利用した場合は、お住まいの区役所地域福祉課へ届出をお願いします。